

議案第 56 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 9 月 25 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法の一部改正により、出産した被保険者等に係る産前産後期間の国民健康保険税の減額制度が創設されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,760円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,140円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 4, 600円

(イ) 多胎妊娠の場合 6, 900円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 7, 360円

(イ) 多胎妊娠の場合 11, 040円

エ アからウに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 9, 200円

(イ) 多胎妊娠の場合 13, 800円

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 930円

(イ) 多胎妊娠の場合 1, 395円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1, 550円

(イ) 多胎妊娠の場合 2, 325円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2, 480円

(イ) 多胎妊娠の場合 3, 720円

エ アからウに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3, 100円

- (イ) 多胎妊娠の場合 4, 650円
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
  - ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯
    - (ア) 単胎妊娠の場合 1, 110円
    - (イ) 多胎妊娠の場合 1, 665円
  - イ 第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯
    - (ア) 単胎妊娠の場合 1, 850円
    - (イ) 多胎妊娠の場合 2, 775円
  - ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯
    - (ア) 単胎妊娠の場合 2, 960円
    - (イ) 多胎妊娠の場合 4, 440円
  - エ アからウに掲げる世帯以外の世帯
    - (ア) 単胎妊娠の場合 3, 700円
    - (イ) 多胎妊娠の場合 5, 550円

第29条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第29条の2 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、規則で定める事項を記載した届書に規則で定める書類を添付して町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項に掲げる事項及び書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、同項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行の日前において、新条例の規定による減額を受けられる者は、同日前に新条例第29条の2に規定する届出をすることができる。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>ア <u>第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p>(7) <u>単胎妊娠の場合</u> 2, 760円</p> <p>(4) <u>多胎妊娠の場合</u> 4, 140円</p> <p>イ <u>第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p>(7) <u>単胎妊娠の場合</u> 4, 600円</p> <p>(4) <u>多胎妊娠の場合</u> 6, 900円</p> <p>ウ <u>第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p>(7) <u>単胎妊娠の場合</u> 7, 360円</p> <p>(4) <u>多胎妊娠の場合</u> 11, 040円</p> <p>エ <u>アからウに掲げる世帯以外の世帯</u></p> <p>(7) <u>単胎妊娠の場合</u> 9, 200円</p> <p>(4) <u>多胎妊娠の場合</u> 13, 800円</p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額</u></p> <p>ア <u>第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p>(7) <u>単胎妊娠の場合</u> 930円</p> <p>(4) <u>多胎妊娠の場合</u> 1, 395円</p> <p>イ <u>第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p>(7) <u>単胎妊娠の場合</u> 1, 550円</p>	

新	旧
<p><u>(イ) 多胎妊娠の場合 2, 325円</u></p> <p><u>ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p><u>(ア) 単胎妊娠の場合 2, 480円</u></p> <p><u>(イ) 多胎妊娠の場合 3, 720円</u></p> <p><u>エ アからウに掲げる世帯以外の世帯</u></p> <p><u>(ア) 単胎妊娠の場合 3, 100円</u></p> <p><u>(イ) 多胎妊娠の場合 4, 650円</u></p> <p><u>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p><u>(ア) 単胎妊娠の場合 1, 110円</u></p> <p><u>(イ) 多胎妊娠の場合 1, 665円</u></p> <p><u>イ 第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p><u>(ア) 単胎妊娠の場合 1, 850円</u></p> <p><u>(イ) 多胎妊娠の場合 2, 775円</u></p> <p><u>ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p><u>(ア) 単胎妊娠の場合 2, 960円</u></p> <p><u>(イ) 多胎妊娠の場合 4, 440円</u></p> <p><u>エ アからウに掲げる世帯以外の世帯</u></p> <p><u>(ア) 単胎妊娠の場合 3, 700円</u></p>	



新	旧
<p data-bbox="279 286 758 322">(イ) <u>多胎妊娠の場合 5,550円</u></p> <p data-bbox="231 338 609 374"><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p data-bbox="188 392 821 611">第29条の2 <u>国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、規則で定める事項を記載した届書に規則で定める書類を添付して町長に届け出なければならない。</u></p> <p data-bbox="188 629 821 759">2 <u>前項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p data-bbox="188 777 821 996">3 <u>第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項に掲げる事項及び書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、同項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

# 改正要旨

## 1 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、地方税法の一部改正において、出産した被保険者等に係る産前産後期間の国民健康保険税の減額制度が創設されたことに伴い、必要な改正を行うものです。

## 2 改正の内容

### (1) 対象者

対象者は、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者です。

### (2) 減額措置

(1)の対象者が出産する予定の場合又は出産した場合に、国民健康保険税のうち、対象者につき算定した、産前産後期間相当分（出産の予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合には3月前）から出産予定月の翌々月までの期間）に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額します。

### 【減額対象期間の例】…太線で囲んだ部分

	(3月前)	(2月前)	(1月前)		(1月後)	(2月後)
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
単胎妊娠				出産予定日		
多胎妊娠				出産予定日		

\* 出産予定日…届出が出産後の場合は「出産日」。

\* 減額期間…単胎妊娠（1人の子どもを妊娠）の場合は4か月、多胎妊娠（2人以上の子どもを同時に妊娠）の場合は6か月。

## (3) 所得割額

	区 分	減 額	条 項
基礎課税額 分所得割額	単胎妊娠	課税対象所得額×税率5.76% ×1/12×4月	第26条第3項第1号
	多胎妊娠	課税対象所得額×税率5.76% ×1/12×6月	
後期高齢者 支援金等分 所得割額	単胎妊娠	課税対象所得額×税率2.35% ×1/12×4月	第26条第3項第3号
	多胎妊娠	課税対象所得額×税率2.35% ×1/12×6月	
介護納付金 分所得割額	単胎妊娠	課税対象所得額×税率1.78% ×1/12×4月	第26条第3項第5号
	多胎妊娠	課税対象所得額×税率1.78% ×1/12×6月	

\*課税対象所得額…前年の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた額

## (4) 均等割額

## ア 7割軽減世帯

	区 分	減 額	条 項
基礎課税額分均等割額	単胎妊娠	2,760円	第26条第3項第2号ア
	多胎妊娠	4,140円	
後期高齢者支援金等分 均等割額	単胎妊娠	930円	第26条第3項第4号ア
	多胎妊娠	1,395円	
介護納付金分均等割額	単胎妊娠	1,110円	第26条第3項第6号ア
	多胎妊娠	1,665円	

## イ 5割軽減世帯

	区 分	減 額	条 項
基礎課税額分均等割額	単胎妊娠	4,600円	第26条第3項第2号イ
	多胎妊娠	6,900円	
後期高齢者支援金等分 均等割額	単胎妊娠	1,550円	第26条第3項第4号イ
	多胎妊娠	2,325円	
介護納付金分均等割額	単胎妊娠	1,850円	第26条第3項第6号イ
	多胎妊娠	2,775円	

### ウ 2割軽減世帯

	区 分	減 額	条 項
基礎課税額分均等割額	単胎妊娠	7,360円	第26条第3項第2号ウ
	多胎妊娠	11,040円	
後期高齢者支援金等分均等割額	単胎妊娠	2,480円	第26条第3項第4号ウ
	多胎妊娠	3,720円	
介護納付金分均等割額	単胎妊娠	2,960円	第26条第3項第6号ウ
	多胎妊娠	4,440円	

### エ アからウまでの世帯以外の世帯

	区 分	減 額	条 項
基礎課税額分均等割額	単胎妊娠	9,200円	第26条第3項第2号エ
	多胎妊娠	13,800円	
後期高齢者支援金等分均等割額	単胎妊娠	3,100円	第26条第3項第4号エ
	多胎妊娠	4,650円	
介護納付金分均等割額	単胎妊娠	3,700円	第26条第3項第6号エ
	多胎妊娠	5,550円	

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

この条例は、令和6年1月1日から施行します。

### (2) 適用区分

この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。